

演習Ⅲ

科目ナンバリング SEM-401
必修 2単位

藤木 貴史

1. 授業の概要(ねらい)

本演習は「労働法」のゼミです。現在の日本社会は、労働を取り巻く様々な問題を抱えています。春学期の演習では、教科書を用いた学生相互間の授業により、大量の問題演習とディスカッションを通じて、労働法を学ぶための基礎知識に習熟して頂きます。

※教科書の購入は必須です。未購入者の履修を認めません。

2. 授業の到達目標

- ①労働法に関する基本的な知識をもとに、社会的問題についてディスカッションを展開できる。
- ②論理的な思考により、労働紛争を解決するための道筋を見出すことができる

3. 成績評価の方法および基準

報告内容や、ディスカッションへの貢献度、問題演習の成績などから総合的に判断します。

※無断欠席・正当な理由のない欠席や、報告のサボりは単位付与の対象となりません。

※ゼミ中に発言が一切なかった場合、出席と扱いません。

4. 教科書・参考文献

教科書

石田眞・道幸哲也・浜村彰・國武英生 『ワークルール検定 初級テキスト(第3版)』 旬報社

道幸哲也ほか 『ワークルール検定 中級テキスト(第4版)』 旬報社

参考文献

労働政策研究・研修機構 『労働関係法規集 2021年版』 労働政策研究・研修機構

5. 準備学習の内容

演習前:最低2時間は、授業で扱う箇所を読むことが必要です。その場で発言できないとすれば、発言内容も事前に準備することが必要です。担当がある場合、さらに数時間以上の報告準備を行う必要があります。不安があれば、①関連する文献・教科書を調べる、②アボを取って、教員のオフィスパワーに確認に来るなど、対応が求められます。

演習後:演習で説明した事項は、次の演習では理解したものと扱われます。理解不十分な箇所は、①関連する文献を自力で調べる、②アボを取って、教員のオフィスパワーに確認に来るなど、対応が求められます。

6. その他履修上の注意事項

【授業に臨む姿勢】

①「労働法I・II」の授業未履修者は、3年次の履修を義務付けます。

②大学は、企業と異なり、いくらでも失敗できる場所です。恥ずかしがらずに、しかし論理的に、話すトレーニングに挑んでいただきます。

③演習は、講義と異なり、学生がしゃべって初めて成立するものです。沈黙は単位に値しません。

④演習は、講義と異なり、学生が主体となって行うものです。十分に予習・復習が求められます。特に、報告レジュメを作るためには、MELIC等で判例や文献を丁寧に調べることが求められます。ACTII・ACTIIIを有効活用しましょう。

⑤予習／復習方法が分からない場合、①ACTII・ACTIIIを有効活用しましょう。②教員のオフィスパワーを有効活用しましょう。

⑥全回出席が前提です。欠席は正当な理由がない限り単位付与の対象としません。

【関連科目】

本講義の理解のためには、①日本国憲法、②民法(民法総則、債権総論、契約法、不法行為法)、③行政法、④民事訴訟法、⑤刑法などの基礎的知識があることが望ましいです。

7. 授業内容

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 【第1回】 | 授業説明 / 総論【初級】1～24頁 |
| 【第2回】 | 契約・就業規則【初級】26～37,52～55頁【中級】11～20頁 |
| 【第3回】 | 内定、人格的利益、人事異動【初級】38～51頁 |
| 【第4回】 | 賃金、懲戒【初級】52～84頁 |
| 【第5回】 | 労働時間【初級】86～120頁 |
| 【第6回】 | 雇用終了【初級】122～141頁 |
| 【第7回】 | 労働組合、不当労働行為【初級】144～169頁 |
| 【第8回】 | 団体交渉、労働協約、団体行動【初級】170～179頁 |
| 【第9回】 | 雇用保障、紛争解決【中級】21～23,238～257頁 |
| 【第10回】 | 労働契約【中級】26～67頁 |
| 【第11回】 | 賃金【中級】70～112頁 |
| 【第12回】 | 労働時間・休日・年休【中級】114～144頁 |
| 【第13回】 | 雇用終了【中級】146～182頁 |
| 【第14回】 | 労働組合法【中級】183～235頁 |
| 【第15回】 | 〈まとめ〉内容整理 / 後期のゼミに向けての調整 |